

# 水戸市立第二中学校P T A個人情報取扱規則 (案)

## (目的)

第1条 この個人情報取扱方法は、水戸市立第二中学校P T A（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

## (指針)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行う。活動においても個人情報の保護に努め、要配慮個人情報（思想、信条および宗教に関する個人情報ならびに社会的差別の原因となる個人情報）は取り扱わないものとする。

## (利用目的)

第3条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- 一 会費請求、管理等のための連絡
- 二 文書等の送付
- 三 本会役員・委員・会員名簿等の作成

## (個人情報の取得)

第4条 本会は、個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

2 本会が取り扱う個人情報については、次の事項とする。

- 一 氏名、電話番号、その他必要とするもので同意を得た事項

## (同意の取り消し)

第5条 会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての事項について、本会会長へ書面または口頭で申し出ることにより、同意を取り消すことができる。

2 不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿などとして既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

## (管理)

第6条 個人情報は、本会が適正に管理する。

- 2 本会は、本人から保有する個人情報の開示を求められたときは法令に沿ってこれに応じる。
- 3 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

## (第三者提供の制限)

第7条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 三 公衆衛生の向上または生徒の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 四 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 五 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合

## (苦情の処理)

第8条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

## (雑則)

第9条 本規則の改廃は実行委員会の承認を受けて行う。

## 附 則

### (施行期日)

この規則は、令和6年2月22日から施行する。